



414
A 4120



大正十一年四月
大隈侯爵邸寄

心ノ反離スルヲ治メ政ハ形跡ノ顯タルヲ治ム祭ハ祭典
 ヲ言ニ非ス身心ヲ清淨ニシテ神拜スルカ祭ノ本ナリ
 幣帛ヲ捧ケ神饌ヲ備ユル等ハ祭ノ末ナリ神ハ即チ
 父母ノ父母チレハ現存ノ父母ニ仕ユルト同一事ナリ故ニ
 伊勢神宮ハ 天皇陛下ノ御魂ナリ 天皇陛下ハ
 伊勢神宮ノ御顯身ナリ故ニ王室貴ク國躰鞏固ナリ
 自ラ不信不守シテ人民ヲ教導スルハ能ハサル事ナリ此
 大本少モ動時ハ今日ノ形勢言ス可カラサルニ到ラン
 一伊勢神宮ノ事
 他ノ神社ニ異ナリ内務省中一分局ノ所分スヘキニアラス
 御親裁タルヘシ故ニ宮内省所轄トス



一 總裁宮

前條ニ後ニ大御手代トシテ宮内省ニ可被附社寺局長ノ左右スヘキニアラス 御手當金アルヘシ月給ニハアラス

一 補助金ノ事

官ヨリ既ニ干渉セシ上ハ必ス官ヨリ補助アルヘシ教導職中ノ共有物ノミニ止ムヘカラス

一 神官ノ事

小給ナレハ人物ヲ不可得人ヲ得サレハ教導振ハス官國幣社ヲ減シ其金ヲ分配スヘシ 取調中

一 教導職ノ事

廢スヘシ神官ハ必ス教導スヘキ者ト定ムヘシ然シテ始メテ宗旨趣義ヲ脱ス假令再ニ置モ一時ハ廢セサレハ弊害

不可除

神官ナラサル 教職ハ別ニ名ヲ設クヘシ

取調中

附言

一 五攝家等ハ皇族ニ次テ特別ノ御取扱ヒアルヘシ門閥ヲ不重ハ王室不貴

